

福井県農業振興地域整備基本方針

平成22年12月

福 井 県

目 次

1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	……	1
	(1) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	……	1
	(2) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等確保のための施策の推進	……	1
	(3) 農業上の土地利用の基本的方向	……	3
2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項	……	5
3	農業生産の基盤の整備および開発に関する事項	……	9
	(1) 農業生産基盤の整備および開発の方向	……	9
	(2) 農業地帯別の構想	……	9
	(3) 広域整備の構想	……	9
4	農用地等の保全に関する事項	……	11
	(1) 農用地等の保全の方向	……	11
	(2) 農用地等の保全のための事業	……	11
	(3) 農用地等の保全のための活動	……	11
5	農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	……	13
	(1) 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	……	13
	(2) 農業地帯別の構想	……	13
6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	……	16
	(1) 農業地帯別の構想	……	16
	(2) 広域整備の構想	……	18
7	農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項	……	20
	(1) 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備の方向	……	20
	(2) 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備	……	20
	(3) 農業を担うべき者の育成および確保のための活動	……	20
8	5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	……	22
	(1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標	……	22
	(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想	……	22
9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	……	23
	(1) 生活環境施設の整備の必要性	……	23
	(2) 生活環境施設の整備の構想	……	23

福井県農業振興地域整備基本方針

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農地については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第4条および第23条において、国内の農業生産に必要な農地の確保およびその有効利用を図ることとされている。また、食料・農業・農村基本計画では、主要品目ごとの生産数量目標とともにこれらを前提とした場合に必要となる延べ作付面積、耕地利用率および農地面積が示されたところである。

農地は農業生産にとって最も基礎的な農業生産基盤であることから、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

この農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、農振法第3条の2による国の農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき定めるものであり、基本指針の内容が本基本方針を通じて市町の農業振興地域整備計画に的確に反映されるよう策定するものである。

したがって、県および市町は、基本指針および基本方針に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進および食料の安定的な供給に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効率的に運用する必要がある。

特に農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできる限り保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

平成21年末現在の本県の農用地区域内の農地面積は、38,100haでこれまでの農地の転用および耕作放棄などのすう勢が今後とも継続した場合、平成32年時点の農地面積は37,723haに減少するものと予想される。

今後、農業振興地域制度の適切な運用と次に掲げる農用地等の確保のための施策の推進により、平成32年において確保すべき農用地区域内の農地面積については38,739haを目標として設定することとし、優良農地の確保と有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と施策の積極的な推進を図るものとする。

(2) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保のための施策の推進

(1) で掲げた平成32年の目標である農用地等の面積を確保するため、①編入要件を満たす農地の農用地区域への編入の促進、②耕作放棄地の発生抑制および再生、③農用地区域からの除外および転用の抑制などを図る。

具体的には、次のとおりである。

ア 編入要件を満たす農地の農用地区域への編入の促進

平成21年の農振法等の改正により10ha以上20ha未満の集团的農地についても農

用地区域に含めるべき土地とされた。このように農用地区域への編入可能な農地が拡大されたことを踏まえ、積極的な編入を促進する。

イ 農業生産基盤の整備と農用地区域への編入

地域の特性に応じた生産性の高い水田農業を展開するため、大区画ほ場の整備、水田の有効利用を図る暗きょ排水や客土等の整備、水管理作業の効率化等を図る農業用水のパイプライン化や水管理システムの導入を推進し、良好な営農条件を備えた農地の確保を図る。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

ウ 耕作放棄地の発生抑制および再生

大規模個別経営体、農業法人、生産組織等多様な担い手を育成し、これら担い手に対する農地の利用集積および農作業の受委託を推進し、経営基盤の充実・強化を図り、耕作放棄地の発生抑制・再生、農地の有効利用を図る。

また、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援を行うとともに、特に中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度等の活用により、耕作放棄地の発生を抑制する。

また、耕作放棄地については、農地法に基づき市町農業委員会が農地所有者に対する指導・勧告などの措置等を行い、耕作再開・保全管理につなげるとともに、ほ場整備区域に取り込み、整備・復旧を図るほか、耕作放棄地再生利用交付金等により、再生利用者が行う障害物除去、深耕、整地等を支援し、その再生を図る。

さらに、本県独自の施策である地域農業サポート事業による農作業の継続が困難となった農家の営農への支援、市町農業公社による地区内の農家や既存組織等の生産活動への支援、体験農園等の設置による農地への復元と利活用の促進等を図る。

また、野生鳥獣による農作物被害が深刻化し、農家の生産意欲の減退を招くなど、農地保全に大きな影響を及ぼしている。そのため、防護柵の設置や有害鳥獣の駆除と合わせ、地域の指導者の育成を行い、被害の実態に応じた集落ぐるみの防除対策を推進するなど、生息地管理、個体数管理、被害管理の対策を総合的に実施していく。

エ 農用地区域からの除外および転用の抑制

平成21年の農振法の改正による農用地区域からの除外要件の見直しとともに、同時期に改正された農地法による農地転用の許可基準の見直しを受け、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を目的とした適切かつ厳格な運用を図るとともに、市町の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、農振法第12条の2に基づきおおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

また、福井県および市町が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第16条に規定される地方公共団体の責務にかんがみ、農振法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

オ 交換分合制度の活用

市町が農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他土

地の権利者等の意向を踏まえながら、農振法第13条の2に規定する交換分合制度を積極的に活用し、農用地区域内の農業上の利用を確保するものとする。

カ 推進体制の確立

農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域整備計画の変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることが必要である。

このため、今後とも、関係部局間の連絡調整を密にするとともに、市長会長、福井県農業協同組合中央会等の農業団体の代表者、学識経験者等から構成される「福井県農政推進協議会」など、必要に応じて幅広く関係団体等の意見を求めていく。

また、市町においても、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町の関係団体および集落代表者から必要に応じて幅広く意見を求めていくことが望ましい。

キ その他福井県の農業の特性を踏まえた施策の推進

今後の本県農業の持続的発展を図るため、平成21年3月に策定した「ふくい農業・農村再生計画」において、福井県の農業の進むべき方向性として、「品質管理を徹底し、消費者ニーズに応える米づくりへの転換」、「マーケット指向型の園芸の推進と県産飼料の利用拡大による畜産の振興」、「プロフェッショナルな農業者の育成」、「消費者との結びつきの強化」、「ふるさと福井の農地を守り保全するシステムの構築」という5つを掲げている。当該計画に示された方向に基づき、本県農業の振興を図っていく。

(3) 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、本州日本海側のほぼ中央に位置し、北東は石川県に接し、南東は岐阜県、南西は滋賀県・京都府に連なり、北西は日本海に面しており、地勢上、山中峠、木の芽峠、栃木峠を結ぶ線によって嶺北農業地帯と嶺南農業地帯の2地帯に分けられる。

本県の農業上の土地利用については、合理的な土地利用の展開を主眼として、農産物の需給動向に的確に対応した農業生産が行われるよう進めるものとし、各農業地帯別にその基本的方向を示すと次のとおりである。

ア 嶺北農業地帯

本地帯は、社会的経済的立地条件および農用地規模から判断すると、県農業の中心的地位を占め、今後の農業生産力の向上が一層期待される地帯である。

現存する農用地は、水田が主体で稲作生産が主要な地位を占めていることから、今後とも稲作を基幹としながら、国の食料自給率の向上にも対応した麦、大豆、そば等の本格生産により水田を最大限に活かし、低コストで生産力の高い農業を目指すことが重要である。それとともに、収益性の高い園芸作物の導入、加工開発や商品のブランド化による高付加価値化等を図りながら園芸、畜産の振興を強化し、本県の食料生産を高めることによって、農業者の所得確保を図っていくことが重要である。

このような観点から、本地帯の農業上の土地利用の基本的方向は次のとおりである。

(ア) 九頭竜川、鳴鹿堰下流右岸一帯および竹田川中、下流の両域に分布する沖積平坦部の水田については、水利条件の整備および基盤整備が相当進められており、傾斜条件、団地性に優れていることから、機械化や直播栽培による省力、低コスト農業を推進し、水田としての利用を確保することを基本とする。

また、足羽川流域に分布する水田は、土壌条件、団地性とも優れ、営農コストの削減と農地の集積が可能であることから、水田としての利用を行う。また、上流に分布する水田は、傾斜条件が劣っているため、生産基盤整備を進め、機械の利用が容易な水田として確保する。

また、九頭竜川支流の真名川、清滝川、赤根川の両域に分布する水田は、水利条件、団地性とも優れていることから水田として利用する。中山間地域に分布する水田については、傾斜度が比較的強く、大型機械の利用が困難なため、生産基盤整備の積極的な推進により機械による営農を可能とし、水田としての利用を確保する。さらに、地域の担い手や女性・熟年農業者を中心にサトイモ、ネギ、キク等の園芸作物の栽培が盛んに行われており、これら農産物について重点的な推進と生産者の組織化による生産量の拡大を図る。

(イ) 日野川の中、下流および同川水系に係る浅水川、天王川、和田川、吉野瀬川、大塩谷川の各流域に分布する水田については、ほ場整備を主体とした生産基盤整備が相当程度進んでおり、さらに土壌条件、傾斜条件、団地性も比較的優れ、農業生産の近代化が容易に図られることから、水田としての利用を確保する。

(ウ) 坂井北部丘陵地では、スイカ、メロン、トマト、ダイコン、ニンジン、ナシ、カキ等が基幹品目として作付けされ、白山地区を中心とした畑地では、スイカ、ダイコンを中心に栽培され、主に京阪神市場を中心に出荷されている。このため、今後とも、労働力の確保対策の推進、施設化による周年型経営の拡大、新規作物の導入により産地の再構築を図りつつ、畑、樹園地、草地としての利用を確保する。

イ 嶺南農業地帯

本地帯においては、福井ウメの産地が若狭町を中心として形成されており、白干し梅等の一次加工や梅干し等の製品加工が取り組まれており、今後は収量の増大、高品質化、製品加工による付加価値の向上等により所得の安定化を図るとともに、労働補完や新規就農者等による新たな取組を推進するなど、生産体制の確立を図る必要がある。また肉質が良い若狭牛を中心とした畜産の振興を引き続き図る。

さらに、麦、大豆、そば等の本格生産により水田を最大限に活用するとともに、京阪神市場に近い立地や電源の供給基地の特性を活かした生鮮食料品、特に、野菜の供給産地としての地位の確保を図る。

このような観点から、本地帯の農業上の土地利用の基本的方向は次のとおりである。

(ア) 当地帯を流れる笙の川、黒河川、耳川、鱒川、北川、南川、佐分利川の流域に分布する水田については、土壌条件、傾斜条件、団地性等の諸条件はやや劣るが、これまでの整備により当地帯の優良水田として農業生産の基盤をなしており、機械を主体とした農業生産が可能となってきたことから、今後はさらに周年作に対応した汎用化等の生産基盤整備を進め、水田としての利用を確保する。

(イ) 山麓地に連なる里山は、果樹、畜産の一層の振興を図る観点から、樹園地、草地としての利用を図る。

2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項
(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
嶺北 農業地帯	福井地域 (福井市)	福井市のうち、都市計画法による都市計画区域内の市街化区域および用途地域（以下「市街化区域、用途地域」という。）、港湾法の港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 19,380ha 農用地面積 8,666ha	
	大野地域 (大野市 大野地区)	大野市大野地区のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 8,893ha 農用地面積 4,144ha	
	和泉地域 (大野市 和泉地区)	大野市和泉地区のうち、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 1,210ha 農用地面積 37ha	
	勝山地域 (勝山市)	勝山市のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 4,550ha 農用地面積 2,045ha	
	鯖江地域 (鯖江市)	鯖江市のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,730ha 農用地面積 1,986ha	
	芦原地域 (あわら市 芦原地区)	あわら市芦原地区のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,639ha 農用地面積 1,881ha	
	金津地域 (あわら市 金津地区)	あわら市金津地区のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,707ha 農用地面積 2,012ha	
	越前市地域 (越前市)	越前市のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 7,754ha 農用地面積 3,804ha	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
嶺北 農業地帯	三国地域 (坂井市 三国地区)	坂井市三国地区のうち都市 計画法の用途地域および臨港 地区、自然公園法の国定公園 の特別保護地区、港湾法の臨 港地区および港湾隣接地域、 農用地としての利用が相当で ない森林の区域を除く区域	総面積 2,794ha 農用地面積 1,661ha	
	丸岡地域 (坂井市 丸岡地区)	坂井市丸岡地区のうち都市 計画法の用途地域、農用地と しての利用が相当でない森林 の区域を除く区域	総面積 3,297ha 農用地面積 1,903ha	
	春江地域 (坂井市 春江地区)	坂井市春江地区のうち都市 計画法の用途地域を除く区域	総面積 2,236ha 農用地面積 1,569ha	
	坂井地域 (坂井市 坂井地区)	坂井市坂井地区のうち都市 計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,041ha 農用地面積 2,213ha	
	松岡地域 (永平寺町 松岡地区)	永平寺町松岡地区のうち、 都市計画法による市街化区域 および用途地域、農用地と しての利用が相当でない森林の 区域を除く区域	総面積 651ha 農用地面積 386ha	
	永平寺地域 (永平寺町 永平寺地区)	永平寺町永平寺地区のう ち、農用地としての利用が相 当でない森林の区域を除く区 域	総面積 1,194ha 農用地面積 431ha	
	上志比地域 (永平寺町 上志比地区)	永平寺町上志比地区のう ち、農用地としての利用が相 当でない森林の区域を除く区 域	総面積 953ha 農用地面積 327ha	
	池田地域 (池田町)	池田町のうち農用地として の利用が相当でない森林の区 域を除く区域	総面積 1,413ha 農用地面積 587ha	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
嶺北 農業地帯	南条地域 (南越前町 南条地区)	南越前町南条地区のうち農 用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 1,224ha 農用地面積 555ha	
	今庄地域 (南越前町 今庄地区)	南越前町今庄地区のうち農 用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,075ha 農用地面積 538ha	
	河野地域 (南越前町 河野地区)	南越前町河野地区のうち農 用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 866ha 農用地面積 108ha	
	越前地域 (越前町)	越前町のうち都市計画法の 用途地域、自然公園法の国定 公園の特別保護地区、農用地 としての利用が相当でない森 林の区域を除く区域	総面積 5,256ha 農用地面積 1,827ha	
地帯計			総面積 76,863ha 農用地面積 36,680ha	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
嶺南 農業地帯	敦賀地域 (敦賀市)	敦賀市のうち都市計画法の用途地域および臨港地区、港湾法の臨港地区および港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,410ha 農用地面積 1,385ha	
	小浜地域 (小浜市)	小浜市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区、港湾法の港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,892ha 農用地面積 1,849ha	
	美浜地域 (美浜町)	美浜町のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,325ha 農用地面積 995ha	
	高浜地域 (高浜町)	高浜町のうち都市計画法の用途地域および臨港地区、港湾法の臨港地区および港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 944ha 農用地面積 670ha	
	名田庄地域 (おおい町 名田庄地区)	おおい町名田庄地区のうち農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 516ha 農用地面積 236ha	
	大飯地域 (おおい町 大飯地区)	おおい町大飯地区のうち港湾法の臨港地区および港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 1,117ha 農用地面積 628ha	
	三方地域 (若狭町 三方地区)	若狭町三方地区のうち自然公園法の国定公園の特別保護地区、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 1,921ha 農用地面積 1,266ha	
	上中地域 (若狭町 上中地区)	若狭町上中地区のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,746ha 農用地面積 1,185ha	
地帯計			総面積 16,871ha 農用地面積 8,214ha	
県計			総面積 93,734ha 農用地面積 44,894ha	

- (注) ・ 「指定予定地域の規模」欄の「総面積」とは、指定予定地域の面積のことであり、当該市町の総面積から除外すべき土地の面積を差し引いたものである。
- ・ 「農用地面積」とは、当該市町の「農業振興地域の管理状況調査」(平成21年12月1日現在)の農業振興地域内農用地の面積である。

3 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備および開発の方向

本県農業の持続的な発展を図るため、集落をベースとして農業基盤の充実と生産体制の強化に努めるとともに、これまで培われてきた農業者の高い技術力を活かし、地域の特性に応じた生産性の高い水田農業を展開する必要がある。

このため、農業生産の効率性を一層高める大区画ほ場の整備、用水のパイプライン化、水田の有効利用を図るための農地の排水対策等を推進する。

具体的には、平坦地域では低コストで生産性の高い水田農業の実現を図るため大区画ほ場の整備を推進し、生産条件が不利な中山間地域においては地域特産物等の振興を図るため地域の立地条件に即した弾力的な基盤整備を推進する。また、麦、大豆、そば、水田園芸等の生産性の向上および水田の有効利用を図るため、暗きょ排水や客土等の整備を促進するとともに、水管理作業の効率化、維持・管理に要する労力の低減を図るため、農業用水のパイプライン化や水管理システムの導入を推進する。

さらに、整備された施設は経年とともに老朽化するが、農業の持続性を確保するためには、施設の維持保全が不可欠であることから、機能診断に基づく計画的な保全管理を行う。

(2) 農業地帯別の構想

<嶺北農業地帯・嶺南農業地帯共通>

ア 田の整備・保全管理

水田の有効利用による生産性の向上を目指し、水田の大区画化や排水対策の促進、農業用水の安定供給、基幹用排水施設の整備・保全管理を進める。

(ア) 農業用水の安定供給を図るため、嶺北農業地帯の九頭竜川下流域において国営および県営事業により農業用水施設の整備を進めるほか、用水施設の整備・保全管理に努める。

(イ) 水田の有効利用と作業の効率化を図るため、排水施設の整備・保全管理を進める。

(ウ) 営農コストの削減と農地集積を図るため、担い手の育成と一体的にほ場の大区画化を進める。

(エ) 農産物の効率的な輸送体系を確保するため、農道の整備・保全管理を進める。

イ 畑の整備・保全管理

かんばつ被害の解消と野菜などの生産振興を図るため、農業用水の安定供給およびかんがい施設等の整備・保全管理を進める。

ウ 樹園地の整備・保全管理

(ア) 農道および園地の整備・保全管理を進めるものとし、点在する果樹園等については、農道の整備・保全管理による団地化を図るとともに、園地内は園内道路を整備し、管理の効率化を図る。

(イ) 樹園地としての利用を促進しようとする団地は、全般的に水利施設の不備な地帯であることから、かんがい、防除用水等の確保を図るため、かんがい施設等の整備・保全管理を進める。

エ 採草放牧地の整備・保全管理

既存の採草放牧地については、利用条件の改善を図るため、草地利用施設等の整備・保全管理を進める。

オ 農業生産基盤の保全管理

農業生産基盤の良好な保全管理と質的向上を図るため、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動を支援する。

(3) 広域整備の構想

ア 用排水改良

水田の有効利用による生産性の維持・向上を図るため、用排水改良を行う。特に、湿田については、田畑輪換を可能とする水田の有効利用を図るための農地の排水対策として、用排水施設の整備改良について広域的な推進を図る。

イ 基幹農道の整備・保全管理

農業生産物の物流効率化による農業振興や地域の活性化に寄与している基幹農道の整備・保全管理を図る。

ウ ほ場整備

営農コストの削減と農地の集積、生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化、農地の集団化等を推進する。

エ 農業用水の確保

嶺北農業地帯において、農業用水施設の整備と併せ、農業用水の再編による広域的な農業用水の安定供給を図る。

嶺南農業地帯において、農業用水の安定確保のため、水資源開発を進め、広域的な農業用水の安定供給を図る。

4 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

ア 農用地等の保全の必要性

農地は最も基礎的な農業生産基盤であり、一度荒廃するとその回復が困難な資源である。将来にわたって、安心して豊かな食料を安定的に供給するとともに、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地のかい廃を防ぎ、県内の農業生産に必要な農地を営農に適した良好な状態で確保するとともに、その有効利用を図っていくことが重要である。

今後とも優良な農地の確保を図るため、農用地等の自然災害の発生を未然に防止し、農地の土壌汚染または農業用水の汚濁を防除して、農業生産の維持と農業経営の安定を図る農用地等の保全のための事業や活動を積極的に展開していく必要がある。

イ 農業地帯別農用地等の保全の基本的方向

(ア) 嶺北農業地帯

丹南地域や奥越地域等の農地や棚田をはじめ、越前海岸に位置する農地海岸の整備を図り、災害を未然に防止するとともに、地域の保全活動に対して積極的に支援し、農用地等の保全を図っていく。

(イ) 嶺南農業地帯

嶺南地域の農地や棚田、ため池をはじめ、高浜町の地すべり防止区域や敦賀市、小浜市、高浜町に位置する農地海岸の整備を図り、災害を未然に防止するとともに、地域の保全活動に対して積極的に支援し、農用地等の保全を図っていく。

(2) 農用地等の保全のための事業

ア 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業としては、地すべり防止区域において農用地や農業用施設を守る「地すべり対策事業」、波浪による海岸侵食から農用地を保全する「海岸環境整備事業」、および自然災害から農用地や農村集落を守る「農村災害対策整備事業」等がある。これらの事業を積極的に実施し、災害を未然に防止するとともに、農用地や土地改良施設を自然災害から守り、県土の保全を図る。

イ ほ場整備事業等による耕作放棄地の整備

耕作放棄地については、ほ場整備区域に取り込み、整備・復旧を図るほか、「耕作放棄地再生利用交付金」等により、再生利用者が行う障害物除去、深耕、整地等を支援し、その再生を図る。

(3) 農用地等の保全のための活動

防除や水管理が行われなくなった耕作放棄地は、雑草や病害虫の発生源となるばかりでなく、集団的農地が有する用水利用の連続性、反復性を損なうなど、周辺の農地の利用にも悪影響をもたらす。

このため、耕作放棄地の適切な保全管理への支援を行うことは、単に農地の確保だけでなく、地域農業の存続にかかわる重要な課題であり、地域の実情に即して市町等行政が加わった取組を積極的に実施する必要がある。

そのため、次の施策を進める。

ア 耕作放棄地を含む担い手への農地利用集積

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等事業、(社)ふくい農林水産支援センターによる農地保有合理化事業や、市町・市町農業公社等による農地利用集積円滑化事業を通じて、担い手への農地利用集積や農作業の受委託を促進することにより、耕作放棄地の発生抑制を

図る。

イ 地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援

地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援により、耕作放棄地の発生を抑制、再生を図る。

ウ 中山間地域等直接支払制度等の活用による中山間地域における農業生産の推進

中山間地域においては、農業生産条件が不利であることや農業従事者の高齢化や過疎化の進展により担い手が減少している。

このため、中山間地域等直接支払制度を活用し多面的機能の維持発揮を図るとともに、集落を基本とした集落営農や広域営農支援体制の構築を図る。また、多彩な人材の参加を図るため、本県独自の施策である「地域農業サポート事業」や市町農業公社による営農の支援、「ふるさとワークステイ」による若者の誘致、農地取得の面積要件の緩和による農業参入の促進などを進める。

このような施策を進めることにより、農業・農村の活性化を図り、耕作放棄地の発生抑制・再生を図る。

エ 鳥獣害対策の充実強化

野生鳥獣による農作物被害が深刻化し、農家の生産意欲の減退を招くなど、農地保全に大きな影響を及ぼしている。そのため、防護柵の設置や有害鳥獣の駆除と合わせ、地域の指導者の育成を行い、被害の実態に応じた集落ぐるみの防除対策を推進するなど、生息地管理、個体数管理、被害管理の対策を総合的に実施していく。

オ 棚田等の継続的な保全活動の展開

海岸沿いの棚田などの農地は、スイセン等収益性の高い園芸作物の拡大を図るとともにオーナー制度の導入等による棚田の維持・保全を推進していく。

また、中山間地域や棚田地域の多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的とする「ふるさと水と土保全基金」および「棚田地域保全基金」を活用し、中山間地域を対象とした活動のPR、資機材等の支援等を内容とする事業を実施しており、今後もこれらの基金を積極的に活用し、棚田等の持続的な保全活動を展開していく。

5 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

(1) 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

ア 農地の利用集積の推進

農業従事者の減少と高齢化が進展している中、今後とも意欲ある農業者に対する農地流動化の推進が重要である。このため、農用地利用集積計画により農地の売買や貸借を行う利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業や農地利用集積円滑化事業等により、大規模個別経営体、農業法人および集落営農組織等意欲ある多様な農業者に対し着実に農地の利用集積や農作業の受委託を推進し、経営基盤の充実・強化と持続性のある地域農業の確立を図る。

一方、担い手不足等から集落営農に取り組めない場合には、集落営農実践集落等を核に複数集落を取り込んだ広域的な営農体制の構築を促進する。

また、地域農業の担い手となる意欲に満ちた農業者を育成するため、県および各地域の担い手育成総合支援協議会が、それぞれに形態別の担い手育成目標や活動内容等を示した地域農業担い手育成計画等を策定し、地域での話し合いを進めながら、地域農業を担う多様な経営体の育成を図る。

イ 農地の効率的かつ総合的な利用の推進

農地の効率的かつ総合的な利用を推進するため、農業生産の効率性を一層高める大区画ほ場の整備、用水のパイプライン化、水田の有効利用を図るための農地の排水対策など、各施設の整備・保全管理等を促進するとともに、作付けの周年化および転作田の団地化を目指し、水稻の早生、中生、晩生と転作田（麦、大豆、そば等の転作作物）を4つのブロックに分けてローテーション作付けを行う「4ブロック輪作農法」により、水田の高度利用を推進していく。

(2) 農業地帯別の構想

ア 主要な営農類型および目標経営規模

本県農業が今後とも基幹的産業として振興していくためには、農業を職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるような農業経営を確立していくことが必要である。

このため、今後育成すべき効率的かつ安定的な農業経営について、主たる従業者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する年間労働時間（おおむね1,800～2,000時間程度）の水準を達成しながら、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する平均年間所得（500万円程度）を確保できるよういくつかの類型を示し、こうした経営の育成を目標とする。

(ア) 嶺北農業地帯

本地帯は、本県における産業経済の拠点であるとともに、福井平野や丹南・奥越地域などは、良質米の生産地として位置付けられている。

また、水田整備率は全国でも最高水準にあり、その効率的利用を図るため、稲作に麦、大豆等の転作作物を合理的に組み合わせた「水田農業」が行われている。

今後とも、本地帯において発展が予想される営農形態は、米の計画的生産と併せ、麦、大豆、そば、園芸、畜産等を組み合わせた複合型が主流を占めるものと考えられる。

主要な経営類型および目標経営規模を示すと次のとおりである。

《個別経営体》

水稲経営	水田15ha（水稲10.5ha、大麦4.5ha、大豆4.5ha）
野菜専作経営	畑2.4ha（ハウススイカ1.2ha、露地スイカ0.6ha、ダイコン1.2ha、コマツナ1.2ha）
水稲・野菜複合経営	水田15ha、施設0.3ha（水稲10.5ha、大麦4.5ha、ミニトマト0.3ha、コマツナ0.3ha）
水稲・花き複合経営	水田6.0ha（水稲4.2ha、大麦1.0ha、キク0.8ha）
果樹専作経営	果樹園1.8ha（幸水ナシ1.2ha、豊水ナシ0.6ha）
酪農経営	経産牛40頭、育成牛16頭、水田6.0ha（飼料作延6.0ha）
肥育経営	肥育牛200頭、水田4.2ha（飼料作延4.2ha）

《組織経営体》

法人組織	水田22ha（水稲15.4ha、大麦6.6ha、大豆6.6ha）
------	----------------------------------

(イ) 嶺南農業地帯

本地帯は、笙の川、黒河川、耳川、鱒川、北川、南川、佐分利川等の河川沿いに平野が展開し、これら平坦部を中心に稲作を基幹とした経営が行われているが、一戸当たりの平均水田面積は嶺北農業地帯の115aに対して82aと少なく、単位収量も嶺北農業地帯に比べて劣っている。しかし、現時点での生産性はいまだ低いものの、福井ウメ、一寸ソラマメ、ネギといった優れた地域特産物があり、これに本地帯の観光地としての特性を生かして、米の計画的生産と併せ、観光と結びついた園芸や果樹、畜産経営等を今後も推進していく必要がある。

主要な経営類型および目標経営規模を示すと次のとおりである。

《個別経営体》

水稲経営	水田15ha（水稲10.5ha、大麦4.5ha、大豆4.5ha）
野菜専作経営	畑2.4ha（ハウススイカ1.2ha、露地スイカ0.6ha、ダイコン1.2ha、コマツナ1.2ha）
水稲・野菜複合経営	水田15ha、施設0.3ha（水稲10.5ha、大麦4.5ha、ミニトマト0.3ha、コマツナ0.3ha）
水稲・花き複合経営	水田6.0ha（水稲4.2ha、大麦1.0ha、キク0.8ha）
水稲・果樹複合経営	果樹園2.0ha、水田6.0ha（ウメ2.0ha、水稲4.9ha、大麦1.1ha）
酪農経営	経産牛40頭、育成牛16頭、水田6.0ha（飼料作延6.0ha）
肥育経営	肥育牛200頭、水田4.2ha（飼料作延4.2ha）

《組織経営体》

法人組織	水田22ha（水稲15.4ha、大麦6.6ha、大豆6.6ha）
------	----------------------------------

イ 農地の利用集積の推進

嶺北農業地帯の農業経営基盤強化促進法による利用権の設定率は、平成22年3月末現在22.3%であるが、担い手による作業受託や集落営農組織による農業経営を加えると、約57%の農地が担い手に集積されている。また、嶺南農業地帯の同利用権設定率は21.3%、担い手による作業受託等を加えた値は約46%となっている。

引き続き利用権設定等促進事業や農地保有合理化事業等により、農地の利用集積や農作業の受委託を推進するとともに、特に嶺南農業地帯においては、地域全体の産業基盤が弱いことが農地流動化の進展しない要因とも考えられるため、就業対策等、各種施策の積極的活用および集落営農の推進により経営規模の拡大を図っていく。

ウ 農業生産組織の活動の促進

両農業生産地帯とも、生産組織等が、水稲に麦、大豆等を組み合わせた農地の高度利用、オペレーターや補助者の適正配置等による労働力の確保、機械・施設の効率的利用を図りながら、

担い手として重要な役割を果たしている。

今後とも、集落を基盤に効率的な水田農業の生産体制を確立するため、地域の実情を加味しながら集落営農の発展段階に応じた経営展開の誘導を図るとともに、次代を担うリーダーや中核オペレーターを確保しつつ高度化や複合化等を目指す生産組織を育成する。

また、園芸、畜産では販売力を強化するための広域的な生産・集出荷組織を育成する。特に、園芸に関しては、これまで少量生産により出荷もできず自家消費もしきれないため未活用であった農産物、または規格外の農産物については、広域的な集出荷体制の構築を図る。

さらに、他集落との連携により集落を超えた広域生産組織の育成を図る。

6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業の柱は、米を中心とした水田農業であり、近年の消費者の米離れや米価の下落は、農業産出額の落ち込みにつながり、農業所得を減少させている。また、農村における農家人口の減少および後継者不足、農家の高齢化が進展しており、生産活動の弱体化が進んでいる。

このため、農業生産基盤の整備推進および集落を基盤とした稲作との複合化等による水田園芸の取組を促進する。

園芸は、栽培に多くの労働時間を要することから、今後は規模拡大に際しての省力化や軽作業化が不可欠であり、定植機や収穫機等の導入による大規模機械化栽培の実証と普及促進を図るとともに、市場から信頼される産地づくりが不可欠であることから、市場流通を有利に進めるため、品目の重点化や広域的な集出荷体制の構築による計画的な生産・出荷を目指すことが必要である。また、野菜や花き等の高品質化と周年出荷を図るには天候に左右されない施設栽培が適しており、雨除け施設や耐候性型施設の導入等の促進を図る必要がある。

酪農経営については、施設の機械化、飼養規模の拡大、加工等を導入した経営の複合化を進めるとともに、健全な畜産経営を育成するため、堆肥化施設の導入や自給飼料の生産拡大を推進する必要がある。

(1) 農業地帯別の構想

ア 嶺北農業地帯

本地帯の農業生産は、九頭竜川流域に広がる水田地帯の稲作および麦、大豆、そば生産の合理化と品質の向上が求められており、また、坂井北部丘陵地、三里浜砂丘地、都市近郊、奥越および丹南中山間地域等の野菜、酪農、肉用牛、果樹等の集団的振興が求められている。

重点作目の今後の農業技術、生産体制の確立および農業近代化施設等の整備の方針は次のとおりである

(ア) 米

稲作の基本的方向は、生産性の高い稲作経営の確立と品質の向上である。このため、大区画を基調とした生産基盤の整備を推進するとともに、直播等省力、低コスト生産技術の導入と担い手を核とした生産組織を育成し、これに対応する高性能農業機械の計画的な整備を図る。

また、全県的に推進しているコシヒカリ等の「さつき半ばの適期田植え（5月15日以降の田植え）」や「直播」により米の品質向上を図るとともに、カントリーエレベーター、籾乾燥調製施設、低温倉庫などの活用や食味計の導入促進により、品質の向上と出荷の合理化を図る。

(イ) 麦・大豆・そば

麦、大豆、そばは、水田を有効利用する周年栽培により生産されており、高位安定生産の実現および品質の向上を図るため、転作田の団地化とともに、共同利用施設および高性能農業機械の計画的導入を促進する。

(ウ) 野菜

坂井北部丘陵地： メロン、スイカ等を組み入れた周年生産を図るため、耐候性の栽培施設整備を進める。また、契約栽培等に対応するためには、大規模に低コストで生産できる経営体の育成が必要であるため、これに対応した機械化や施設整備を進める。

三里浜砂丘地： 砂丘地の特性を生かしたミディトマトやメロン、小カブなどの高品質野菜を周年生産するための施設整備を進める。また、特産のラッキョウの生産拡大のための機械化の促進や調整・加工施設の整備を進める。

奥越地域： 特産のサトイモや近年急速に産地化が進んでいるネギについては、大規模経営を進めるための機械化と流通や需要ニーズに対応できる集出荷選別場、冷凍加

工施設等の共同利用施設の整備を進める。

福井市近郊： 軟弱野菜やトマト、キュウリなど栽培施設の共同利用や規模拡大のための施設の整備を進める。

上記の地域以外の地域： 野菜生産に適応できるよう客土やかんがい排水施設の整備を進めるとともに、施設栽培では、土壌水分の影響を受けない養液栽培や隔離栽培施設の整備を進める。

また、各地域の特産野菜を育成するため、生産基盤の整備や集出荷施設等の整備を進めるほか、付加価値の向上を図るため、加工処理施設等の整備を進める。

(エ) 果 樹

坂井北部丘陵地における日本ナシ、カキについては、これまでの農家個々の管理から地域ぐるみの生産や出荷を進めるための機械化や施設化を進める。

また、越前海岸地帯における福井ウメについては、価格低迷に対応できる多収性品種の導入や更新、管理の効率化を図るためのスプリンクラーの設置やネット収穫などを進めるとともに、付加価値向上のための加工施設整備などを進める。

さらに、地産地消向け品目としてイチジク、ブルーベリー等の導入が見られることから、これら地域特産果樹の生産や出荷のための機械化・施設化を進める。

(オ) 花 き

キクをはじめとした主要花きについては、生産体制と広域集出荷体制の強化を図るため、育苗施設、ハウス、集出荷施設等の整備を進める。特に、県花であるスイセンについては、改植や管理・収穫作業の合理化を図るため園内道路やモノレールの整備などを進めるとともに、計画的な出荷や出荷期間の拡大のため促成・抑制栽培関連施設の整備を進める。

(カ) 畜 産

酪 農： 酪農・肉用牛生産近代化計画作成市町および坂井北部丘陵地を中心とし、将来さらに生産の拡大が進むことに対応して、子牛の育成と粗飼料の確保を図るため、公共牧場の有効利用を進めるとともに、多頭飼育を目標として、フリーストール牛舎や搾乳ロボット等省力化を図る機械施設の整備を進めるとともに、6次産業化を図る。また、県産飼料である稲発酵粗飼料の利用を促進し、飼料自給率の向上を図る。

肉用牛： 繁殖経営については、銘柄牛「若狭牛」の1～2頭飼い農家の育成を基調に、飼料生産基盤の整備拡充、飼養管理の省力化のための放牧方式の推進および公共牧場の再整備とその利用を促進する。

肥育経営については、酪農・肉用牛生産近代化計画作成市町を中心として省力化、多頭化とともに、飼養管理技術の合理化を進め、去勢牛を主体とした経営規模の拡大と施設の整備を進める。

食肉流通については、金沢食肉流通センターを本県への食肉供給の拠点として活用するほか、大都市近郊での有利販売を推める。

養 豚： 1戸当たりの飼養頭数の増加に対応した効率的な飼養管理および省力化と畜産環境の改善を図るための施設整備を進める。

養 鶏： 飼料用米等を活用した特色ある卵を生産するため、粉碎機等の整備を進める。また、防疫体制の確立と生産出荷の合理化を図る。

イ 嶺南農業地帯

本地帯では、笙の川、黒河川、耳川、鱒川、北川、南川、佐分利川等の河川流域に広がる水田地帯における稲作に麦、大豆等の転作作物を合理的に組み合わせた水田農業の生産性および品質の向上が求められている。また、転作作物として一寸ソラマメ、ネギの生産拡大が求められているほか、福井ウメと酪農、肉用牛の伸びが期待されている。

重点作目の今後の農業技術、生産体制の確立および農業近代化施設等の整備方針は次のとおりである。

(ア) 米

嶺北農業地帯に比較して生産基盤整備および生産性の向上はやや遅れている。このため、できる限り大区画による生産基盤の整備、各種機械の計画的導入およびその利用効率の向上を積極的に促進し、生産の組織化とその合理的運営を進める。

また、全県的に推進しているコシヒカリ等の「さつき半ばの適期田植え（5月15日以降の田植え）」により米の品質向上を図るとともに、これまで整備されてきたカンントリーエレベーター、籾乾燥調製施設、低温倉庫などを活用し、品質の向上と出荷の合理化を図る。

(イ) 麦・大豆・そば

嶺北農業地帯に比較して相対的に生産性が低いため、生産基盤整備や担い手を核とした生産組織の育成を進めるとともに、共同利用施設の設置や高性能農業機械の計画的導入により生産性の向上と経営の安定を図る。

(ウ) 野菜

京阪神市場に近い立地特性を活かし、露地野菜ではネギ、一寸ソラマメ、エダマメ等、施設栽培においてはミディトマトやキュウリ等の生産を拡大するため、栽培管理機械施設の整備や集出荷・加工施設の整備を進める。

また、電源立地地域の特性を活かした植物工場などの高度栽培施設の整備を進める。

(エ) 果樹

地域一帯における福井ウメについては、さらなる産地の体質強化を図るため、園地造成や農道整備さらには多収性品種の導入を進める。また、管理の効率化を図るため、スプリングラーの設置やネット収穫などを進めるとともに、集出荷施設や付加価値向上のための加工施設整備などを進める。

さらに、地域の特産として定着しているナシ、カキ、温州ミカンをはじめ、近年植栽が進んでいるイチジクなどについては、栽培の効率化や品質の向上を図るための機械・施設の整備を進めるとともに、付加価値向上のための加工施設、集出荷施設等の整備を進める。

(オ) 花き

キクをはじめとした主要花きについては、生産体制と広域集出荷体制の強化を図るため、育苗施設、ハウス、集出荷施設等の整備を進める。また、地域の特産である福井ウメを活かした花ウメなどの切り枝栽培を進めるため、栽培管理機械や集出荷調整・選別施設等の整備を進める。

(カ) 畜産

酪農： 酪農・肉用牛生産近代化計画作成市町を中心に生産の増大が進むことに対応して、未利用地の開発整備、既耕作畑および水田の高度利用等による粗飼料の確保を図るとともに、相当規模を単位とする団地形成に努め、省力管理施設等の整備と併せ、規模拡大や6次産業化を進める。

肉用牛： 生産の拡大を進めるため、公共牧場を充実する。

流通については、京阪神地域に近いことから大都市近郊で有利販売を推進する。

(2) 広域整備の構想

ア 稲作生産共同利用施設

J A等の単位で整備されている共同利用施設（水稻育苗センターやカンントリーエレベーター、集出荷施設等）の機能維持・向上を図り、品質の高水準化や集出荷体系の合理化を図る。

イ 公共牧場

酪農および肉用牛経営の規模拡大と経営の合理化を図るため、草地開発と併せて広域的な公共牧場の機能を強化し、高能力牛や優良血統の受精卵の供給による改良を推進する。

ウ 福井ウメ集出荷貯蔵加工施設

特産福井ウメの産地機能を強化し、流通加工の円滑化と近隣大消費地に対する供給産地としての地位を堅持するため、集荷、貯蔵、加工施設等の拡充を図る。

エ 卸売市場をはじめとする食品物流システムの整備推進

青果物流通の変化に対応するため、卸売市場の集荷、鮮度保持、一次加工、情報等の機能強化を図る。

7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備の方向

ア 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備の状況

本県では、昭和60年7月に福井県農林漁業大学校を開設し、平成17年3月までの20年間に通算16万人近くの人が学んでいる。平成17年4月からは、(社)ふくい農林水産支援センターが研修を担当し、農林漁業大学校の施設を活用した研修事業をはじめ、県内各施設を利用し事業を実施している。また、各農林総合事務所・嶺南振興局農林水産担当部等に農業技術研修館が整備されており、各種研修を実施している。

さらに、研修に一定の研究施設・設備が必要となる農家等に対しては、農業試験場等各試験研究機関において研修等の受け入れを行っている。

加えて、あわら市や若狭町のトレーニングファームなど農業経営実践研修が可能な民間研修教育施設の整備も進んでいる。

また、農林水産情報システムとして、福井県農業情報ポータルサイト「ふくいアグリネット」により、農業を担うべき者に対し、生産技術情報、試験研究機関の情報を提供している。加えて、気象や作物の生育予測などの技術情報などをメールで知らせる「e農メール」を実施している。

イ 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備の基本的方向

技術・知識の研修施設については、今後とも既存施設の機能が発揮できるよう適切な管理を行い、一層の活用を図るとともに、農業経営実践研修が可能な施設の整備を図る。

また、IT(情報技術)の進化に合わせ、農家がインターネットを利用して自主的に情報を活用できるよう農林水産情報システムの整備・保全管理を行い、その活用を図る。

(2) 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備

技術・知識の研修施設として、(社)ふくい農林水産支援センター等の施設を積極的に活用し、研修の充実・強化を図っていく。また、新規就農前の実践的な研修がより深くできるよう民間の経営実践研修施設について整備を支援し、新規就農者等の技術向上に努める。

また、「ふくいアグリネット」の整備・保全管理を行い、その活用を図る。

(3) 農業を担うべき者の育成および確保のための活動

ア 研修の実施

(社)ふくい農林水産支援センター等の公的研修施設や民間研修教育施設における研修、アグリインターンシップ制度(里親農家制度)による研修、研修カリキュラムに従い普及指導員等の指導を受けながら実施する研修等の充実強化を図る。

イ 就農研修資金等必要な資金手当

これらの研修に必要な就農研修資金、就農予定地の事前調査や転居等に必要な就農準備資金、農地等取得のための必要な資金、施設・機械整備等に必要な就農施設等資金の充実を図る。

ウ 就農や経営向上のための必要な各種情報提供体制

就農前の相談や情報提供は、青年農業者等育成センターが中心となり、市町や各農林総合事務所等関係団体と十分に連携をとりながら、県内外での就農相談会の開催等を積極的に行っていく。

また、就農後については、各農林総合事務所等の普及関係者が窓口となり、アグリインターンシップ制度等による密着指導を促進する。

エ 農業・農村・食に対する理解の促進

次代の担い手である子どもたちに対して、農業、農村および食について、正しい知識を身に

つけ、理解を促進する。

「ふくいのお食を通じて健康で豊かな人間性を育む」ことを基本理念に「食育」「地産地消」を進め、子どもたちに対して、生産から食べるまでの体験活動、食文化の理解と次世代への継承、家庭へ波及させる活動の充実の3つに重点をおき、具体的には、農作業体験の実施、「学校給食畑」の設置および保育所等における食育体験活動等を展開する。

8 5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

都市部周辺やこれに近接する地域では、製造業、情報関連・サービス関連産業等の立地、郊外のショッピングセンターを核とした商業圏を形成していて、周辺部にある農業部門には比較的恵まれた就労の場を提供しているものの、その他の地域では、産業の集積度が低いこともあって、雇用機会にはあまり恵まれていない。

近年の経済成長が低迷している状況下においては、非農業部門における雇用機会の伸びは期待できないことから、農村の地域資源を活かし、農業就業者の安定的な就業を確保していくことが必要になっている。

そこで、快適で活力ある農村社会の形成を図るため、集落営農と農地流動化の推進を軸として、規模拡大等の経営改善を目指す担い手の育成を推進するとともに、体験農園、農家民宿、農家レストラン等を活用したグリーン・ツーリズム等の交流活動を促進するとともに、地場産業との一体的振興による就業機会の確保を図る。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) で述べた基本的目標を踏まえ、各農業地帯における就業機会の確保のための構想を示すと次のとおりである。なお、以下に述べる施設の設置等に当たっては、優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合に十分留意して推進するものとする。

ア 畑作地域における施設化による周年型経営の拡大等

坂井北部丘陵地、白山地区などの畑作地帯については、施設化による周年型経営の拡大、労働力の確保対策、新規作物の導入により産地の再構築を図り、安定的就業への促進を図る。

イ 地域特産物や地場産業の活用による安定的就業の促進

地域特産物について、加工利用の高度化のための施設およびこれらを核として振興が図られる地域産業の活用により、安定的就業の促進を図る。

ウ 農業生産法人等への就業、女性農業者による企業化等への支援

企業的な農業生産法人も育成されつつある中、このような農業生産法人等への就業も積極的に進めるとともに、女性農業者による地域特産物の生産拡大や食品加工への取組など、多角化、企業化への支援を行い、安定的就業機会の確保を図る。

エ 観光面と連携した農業の推進

優れた観光資源と連携した特産品の直販施設、体験農園や観光牧場の整備、さらには体験漁業など自然体験プログラムの開発などにより、安定的就業機会の確保を図る。

オ 農村地域工業等導入促進法等に基づく企業の立地促進

農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区においては、企業の計画的立地を促進し、農村地域における就業機会の確保を図る。

9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

農村は、農業者等の地域住民の生活の場であるとともに、農業生産活動を通じて発揮される県土・環境の保全、水源のかん養、保健・休養機能の提供など多面的機能を有している。

また、本県の農村は集落のまとまりの中で生産活動が行われ、生活が営まれてきた歴史的背景があり、相互扶助や共同体意識が強く残っているが、過疎化、高齢化が進展するとともに、都市部周辺では混住化が進んでおり、集落機能が低下している地域もみられる。

このため、集落機能を再構築し、より高度な農業生産活動の実現を目指すとともに、快適な生活環境づくりを推進するため、ふれあい会館、農村広場、農村型ケーブルテレビなどの施設整備を積極的に行ってきた。

今後は、こうした施設を整備するだけでなく、施設の機能の安定的な発揮のため、補修、更新等の保全管理を適切に行っていくことが必要となっている。

こうした施設の整備・保全管理を進めることにより、規模拡大等の経営改善を目指す認定農業者、兼業農家、非農家を含む農村住民全体の連帯感の醸成を図り、ふれあいのある農村づくりを推進する。

なお、これらの施設の整備・保全管理に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意する。

(2) 生活環境施設の整備の構想

ア 平地農村、都市近郊農村、山村等それぞれの地域の特性に応じた整備・保全管理を行い、その過程においては、幅広く住民の意見を求め、地域社会づくりに対する住民の参加意識の醸成が図られるよう努める。

イ 施設は、緊急性、利用見込み、人口等から総合的に判断して規模等の決定を行うとともに、既存の農道、一般道路等との関係や集落間のつながりにも留意して、適正な配置に努める。

ウ 集会施設や広場の整備に当たっては、農村地域固有の広い空間や豊かな緑を十分活かしたものとすのほか、地域特産物を積極的に活用し、都市とは異なる生活の質の豊かさを享受できるものとなるよう努める。

エ 施設の補修、更新等を適切に行い、施設の機能が安定的に発揮できるよう努める。

オ 施設の管理・運営に当たっては、住民の合意に基づいた自主的かつ適正な管理等が行われるよう配慮する。